

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

- 保安林の指定予定

治山課

- 保安林の指定の解除

- 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

- 随意契約の相手方の決定

情報政策課

- 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出

都市計画課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- ”

”

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

”

【人事委員会】

- 平成二十九年度岡山県職員A採用試験の実施

人事委員会

目次

担当課（室）

- 平成二十九年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施

”

【選挙管理委員会】

- 公職選挙法等執行規程の一部改正
- 公職選挙法事務取扱規程の一部改正

選挙管理委員会

（以上県例規集登載）

- 政治団体の名称等の公表

”

- 政治団体の代表者等の異動

”

- 政治団体の解散

”

- 資金管理団体の届出事項の異動

”

- 資金管理団体の指定取消し

”

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体を

”

【公安委員会】

- 猟銃等講習会の開催

生活安全企画課

- 年少射撃資格講習会の開催

”

【海区漁業調整委員会】

- 水産動物の採捕の禁止の指示

海区漁業調整委員

- ”

”

- ”

”

- ”

”

- ”

”

- ”

”

- ”

”

◎岡山県告示第二百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

久米薬局

津山市宮尾二五三一五

平成二十九年四月一日

◎岡山県告示第二百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
立脇薬局	医療機関の名称	立脇薬局	エスマイル薬局立脇店	平成二十九年四月十四日
やかげ薬局	医療機関の名称	やかげ薬局	エスマイル薬局やかげ店	平成二十九年四月十四日

◎岡山県告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

総社市種井字ヒノクチ一六七七の一、一六七七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院西字寺谷八九四の三、八九四の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第二百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

鏡野町

二 事業の種類

大野学区放課後児童クラブ施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県苫田郡鏡野町円宗寺字宮重地内

2 使用の部分 岡山県苫田郡鏡野町円宗寺字宮重地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

大野学区放課後児童クラブ施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業」に該当する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である鏡野町は、本件事業を鏡野町第二次総合計画に基づく「こころあたたかい福祉の里づくり」の一環として位置づけており、本件事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在、施設が狭小のため、利用希望児童の受入れが難しくなっている大野学区放課後児童クラブを新築移転することから、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に適合した施設、設備等への対応や放課後の児童の安全の確保及び健全育成並びに保護者の仕事と子育ての両立支援に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①小学校に近接し、児童が移動しやすいこと、②施設面積が確保できること、③周辺の生活環境に影響が少ないこと、④事業費が軽減できることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業については、町民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。
以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
鏡野町保健福祉課

〔二四〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年四月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあいの丘ゆうあい

三 代表者の氏名

織田 憲二

四 主たる事務所の所在地

津山市紫保井九〇四番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者（児）に対して、楽しくふれあえる場と機会を用意し、そこでの活動を通して、豊かな成長と交流を図るとともに、家族支援、介護支援の事業を行い、知的障害者（児）本人及び家族、養育者の生活の質を高めることに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔一四一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

平成二十九年年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務

二 契約期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成二十九年四月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド業務実施共同企業体

岡山市北区大内田六七五番地

六 契約金額

一〇七、七七〇、一七六円（うち消費税額及び地方消費税の額七、九八二、九七六円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二四二〕土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、赤磐市河本土地区画整理組合から次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地区画整理事業の名称

赤磐市河本土地区画整理事業

二 換地処分の内容

平成二十九年三月十三日付け岡山県指令都計第十八号で認可した換地計画のとおり

三 換地処分の年月日

平成二十九年三月三十一日

〔二四三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一八―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一―一

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

三 許可番号

岡山県指令建指第二九五号

〔二四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央五丁目一―一〇三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目六一―一〇五

平田 棟一

三 許可番号

岡山県指令建指第三二二二号

〔二四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一八―一

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一―一

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

五 許可番号

岡山県指令建指第二九五号

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

◎岡山県人事委員会公示第二号

平成二十九年年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十八日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	五十二名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
化学	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
衛生	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。
農業	十三名	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土木	十四名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	六名	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜産	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産

電 気	建 築	林 業	
二名	二名	四名	
知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理、電気設備、通信設備等の運転及び保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。	物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和六十二年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成八年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成三十年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに

該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
衛生	公衆衛生看護学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、衛生、分析化学、無機化学、有機化学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等

畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

(1) 論文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(2) 口述試験

第一次個別面接、第二次個別面接及び集団討論により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	平成二十九年六月二十五日 (日曜日)
試験会場	岡山会場
	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟
	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部一号館

2 第二次試験

東京会場			
明治学院大学白金キャンパス 東京都港区白金台一丁目二番三七号	岡山大学環境理工学部棟 岡山市北区津島中三丁目一番一号	岡山大学工学部五号館	岡山市北区津島中三丁目一番一号

試験の期日	試験会場
平成二十九年七月二十九日（土曜日） 平成二十九年七月三十日（日曜日）か 同年八月五日（土曜日）までのうち 一日（第一次試験の合格者に対して、 直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
平成二十九年八月十七日（木曜日）か 同月二十三日（水曜日）までのうち 一日（第一次試験の合格者に対して、 直接通知する。）	

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

--

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十九年七月十二日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十九年八月三十日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十年四月一日とする。

2 給与

- (1) 平成二十九年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九一、〇〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成二十九年四月二十八日（金曜日）から同年五月二十五日（木曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 3 インターネットによる受験申込みは、平成二十九年四月二十八日（金曜日）から同年五月十八日（木曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県人事委員会公示第三号

平成二十九年年度岡山県警察行政職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十八日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員A	二名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

(1) 昭和六十二年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者

(2) 平成八年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成三十年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

- 大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
 - (2) 論文試験
 - 表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
 - (3) 適性検査
 - 性格、心理等について検査を行う。
- 2 第二次試験
- 口述試験
- 集団面接及び個別面接により行う。
- 四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	平成二十九年六月二十五日 (日曜日)		
試験会場	岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟
	東京会場	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学環境理工学部棟

2 第二次試験

試験の期日	平成二十九年八月十日(木曜日)及び 同月十一日(金曜日)のうち一日(第一次試験の合格者に対して、直接通知する。)
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十九年七月十二日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十九年八月三十日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。
 - (2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十年四月一日とする。
 - (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与
- (1) 平成二十九年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九一、〇〇〇円である。
 - (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成二十九年四月二十八日（金曜日）から同年五月二十五日（木曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十九年四月二十八日（金曜日）から同年五月十八日（木曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県選管告示第二十三号

公職選挙法等執行規程（平成八年岡山県選管告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

第四十三条第一項中「係る投票所内」の下に「（法第四十一条の二第二項の規定により共通投票所を設ける場合においては、投票所内及び共通投票所内。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十五条第一項中「第百七十五条第一項」の下に「（法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第四十六条中「き損」を「毀損」に改める。

第七十条中「第二十条」を「第十九条第一項」に改める。

第七十一条中「前条」を「審査法第十四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び前条」に改める。

第七十四条中「第十四条第三項」を「第十四条第一項」に、「刷込式」を「刷込み式」に改める。

様式第九号から様式第十一号までの規定中「第132条」の次に「、第41条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第132条」を加える。

様式第四十号中「投票所内」の次に「及び共通投票所内」を加える。

様式第七十号備考中「2 氏名（ふりがなを含む。）及び裁判官任命年月日は、県委員会からの通知書に記載されたとおりとすること。」を

「2 氏名（ふりがなを含む。）及び裁判官任命年月日は、県委員会からの通知書に記載されたとおりとすること。」

3 審査に付される裁判官の中に氏名及び裁判官任命年月日が同一である者が2人以上ある場合において、当該氏名及び裁判官任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項があるときは、これを記載すること。

は、これを記載すること。」

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第二十四号

公職選挙法事務取扱規程（昭和五十一年岡山県選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

目次中「第十六条―第三十三条」を「第十六条―第三十三条の三」に、「第三十三条の二―第三十三条の十三」を「第三十三条の四―第三十三条の十五」に改める。

第十三条の三の見出しを「（指定在外選挙投票区等の指定）」に改め、同条第二項中「法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定によつて期日前投票所の」を「令第六十五条の十三第四項の規定により期日前投票所又は共通投票所の」に改める。

第十九条第二項及び第二十八条中「かぎ」を「鍵」に改める。

第三十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 県委員会は、法第五十七条第一項の規定により繰延投票を行う旨の告示をするときは様式第三十九号に、繰延投票の期日の告示をするときは様式第三十九号の二にそれぞれ準じてしなければならない。

3 市町村委員会は、令第四十八条第一項又は第二項の規定により繰延投票を行う旨の通知をするときは様式第三十九号の三に、繰延投票の期日を通知するときは様式第四十号にそれぞれ準じてなければならない。

第三十三条の十三中「、第二十条第三項」を削り、「及び第二十六条中」を「並びに第二十六条第一項及び第二項中」に、「法」を「法」に、「読み替える」を「、同条第二項中「令第四十二条」とあるのは「令第四十九条の七の規定により読み替えて適用される令第四十二条」と、同条第三項中「投票管理者」とあるのは「法第四十八条の二第一項の期日前投票所の投票管理者」と読み替える」に改め、同条を第三十三条の十五とし、第三十三条の十二を第三十三条の十四とし、第三十三条の十一を第三十三条の十三とする。

第三十三条の十第一項中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、「様式第四十号の十一」を「様式第四十号の十五」に、「様式第四十号の十六」に改め、同条を第三十三条の十二とする。

第三十三条の九中「かぎ」を「鍵」に改め、同条を第三十三条の十一とする。

第三十三条の八中「第四十条第一項」を「第四十九条の七の規定により読み替えて適用される令第四十条第一項」に改め、同条を第三十三条の十とする。

第三十三条の七第一項及び第二項中「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の二第六項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 市町村委員会は、法第四十八条の二第四項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる旨の告示をするときは様式第四十号の十一に、当該期日前投票所を開く旨の告示をするときは様式第四十号の十二にそれぞれ準じてしなければならない。

5 市町村委員会は、令第四十九条の九の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる旨の通知をするときは様式第四十号の十三に、当該期日前投票所を開く旨の通知をするときは様式第四十号の十四にそれぞれ準じてしなければならない。

第三十三条の七条を第三十三条の九とする。

第三十三条の六中「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の二第六項」に改め、同条を第三十三条の八とし、第三十三条の五を第三十三条の七とし、第三十三条の四を第三十三条の六とする。

第三十三条の三第一項及び第二項中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改め、同条を第三十三条の五とする。

第三十三条の二第一項中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、「第二十四条第一項」を「第四十九条の七の規定により読み替えて適用される令第二十四条第一項」に改め、同条を第三十三条の四とし、第三十三条の次に次の二条を加える。

(共通投票所を設ける場合の関係規定の適用等)

第三十三条の二 法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十六条第一項	法第三十七条第二項及び令第二十四条第一項	法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十七条第二項及び令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十四条第一項
第十六条第二項	令第二十五条	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十五条
第十七条第一項及び第二項	法第三十八条第一項	法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十八条第一項
第十七条第三項	令第二十七条	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十七条
第十八条	令第三十四条	令第四十八条の三の規定によ

第二十八条	第二十七条	第二十六条第二項	第二十三条第二項	第二十三条第一項	第二十一条	第二十条第一項及び第二項	
令第四十三条	令第四十条第一項	令第四十二条	をするとき	をするとき	到着番号札は	令第三十一条	投票所
令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第四十三条	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第四十条第一項	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第四十二条	をするとき又は法第四十一条の二第六項の規定により読み替えて準用される法第四十一条第二項の規定により共通投票所を変更した旨の告示をするとき	をするとき又は法第四十一条の二第六項の規定により読み替えて準用される法第四十一条第一項の規定により共通投票所の告示をするとき	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第三十一条第二項に規定する到着番号札は	令第三十一条第一項	投票所及び共通投票所 り読み替えて適用される令第三十四条

第二十九条第二項	投票所	投票区名 投票区名（共通投票所にあつては、当該共通投票所の名称）
	投票所又は共通投票所	投票区名（共通投票所にあつては、当該共通投票所の名称）

2 第二十二條の規定は、共通投票所について準用する。この場合において、同条第一項中「法第四十條第一項ただし書」とあるのは「法第四十一條の二第六項の規定により読み替えて準用される法第四十條第一項ただし書」と、「様式第二十四号」とあるのは「様式第二十四号の二」と、同条第二項中「法第四十條第二項」とあるのは「法第四十一條の二第六項の規定により読み替えて準用される法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

（共通投票所を開かず、又は閉じる場合の告示等）

第三十三條の三 市町村委員会は、法第四十一條の二第四項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる旨の告示をするときは、様式第二十八号の二に準じてしなければならない。

2 市町村委員会は、令第四十九條の規定により共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知するときは、様式第二十八号の三に準じてしなければならない。

3 市町村委員会は、第一項の告示をしたときは、直ちにその写しを添えて県委員会に報告しなければならない。

第四十一條中「かぎ」を「鍵」に改める。

第四十六條中「第五十一條第一項」を「第五十四條第一項」に改める。

第五十四條第一項及び第五十五條中「かぎ」を「鍵」に改める。

様式第十号の五中「(註) 投票所」の次に「(註) 共通投票所」を加え、「第四十九條の二第二項」を「第四十九條の二第四項」に改め、「第四十八條の二第一項」の下に「(第四十九條の二第三項)」を、「とおり指定期日前投票所」の下に「(指定共通投票所)」を加え、

指定期日前投票所 (指定共通投票所)	期日前投票所 (共通投票所)
-----------------------	-------------------

に改める。

様式第十三号及び様式第十四号中「(註) 投票所」の次に「(註) 共通投票所」を加える。

様式第十五号中「各投票区」を「各投票区（共通投票所）」に、

投票区名	投票区名 (共通投票所名)
------	------------------

を

投票区名	投票区名 (共通投票所名)
------	------------------

に改める。

様式第十六号及び様式第十七号中「投票区」の次に「(共通投票所)」を加える。

様式第十八号中「第33条の3」を「第33条の5」に改め、「投票区」の次に「(共通投票所)」を加える。

様式第十九号中「投票区」の次に「(共通投票所)」を「第27条」の次に「(第48条の3の規定により読み替えて適用される同令第27条)」を加える。

様式第二十号中「第33条の4」を「第33条の6」に改め、「投票所」の次に「(共通投票所)」を加える。

様式第二十一号中「投票所」の次に「(共通投票所)」を加え、「第33条の5」を「第33条の7」に改める。

様式第二十二号中「投票所」の次に「(共通投票所)」を加え、「第33条の5」を「第33条の7」に改め、「投票所」の下に「(共通投票所)」を加える。

様式第二十三号中「投票所到着番号」を「投票所(共通投票所)到着番号」に改める。

様式第二十四号の次に次の様式を加える。

「
」

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

様式第24号の2（共通投票所の開閉時刻の繰上（繰下）届出書）（第33条の2関係）

第 号
年 月 日

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

市区町村選挙管理委員会委員長 印

共通投票所の開閉時刻の繰上げ（繰下げ）について（届出）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第40条第1項ただし書の規定により，次のとおり共通投票所を開く（閉じる）時刻を繰り上げ（繰り下げ）たので，同法第41条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第40条第2項の規定により届け出ます。

適用の別	恒久適用	一時適用
選挙の種類及び期日		
共通投票所名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
繰上げ（繰下げ）理由		

備考 「選挙の種類及び期日」欄の記載は，恒久適用の場合にあっては不要である。

様式第二十五号中「投票所」を「投票所（投票所）」に、「の規定により」を「第四十一条の二第六項の規定により読み替えて準用される同法第四十条第一項ただし書」の

規定により」に、「の投票所」を「の投票所（共通投票所）」に、

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	備考
------	-------	----------	-----------	----

投票区名 （共通投票所名）	施設の名称	投票所（共通投票所） を開く時刻	投票所（共通投票所） を閉じる時刻	備考
------------------	-------	---------------------	----------------------	----

に改める。

様式第二十六号中「投票所」の次に「共通投票所」を加え、「第33条の6」を「第33条の8」に改め、「投票所」の次に「投票所」を加え、「第48条の2第3項」を「第41条の2第6項（第48条の2第6項）」に改める。

様式第二十七号中「投票所」の次に「投票所」を、「の投票所」の下に「投票所」を加え、

投票区名

投票区名（共通投票所名）

様式第二十八号中「投票所」の次に「投票所」を、「の投票所」の下に「投票所」を、「第四十一条第二項」の下に「投票所」の規定により読み替えて準用される同法第四十一条第二項」を加え、

に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

投票区名	投票区名 （共通投票所名）
------	------------------

様式第28号の2 平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号
(共通投票所を開かない(閉じる)場合の告示)(第33条の3関係)

告示第 号

年 月 日 執行の

選挙における

共通投票所について

て、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十一条の二第三項の規定により開かない(一)時分に閉じる)こととする。

年 月 日

市区町村選挙管理委員会委員長

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

様式第28号の3（共通投票所を開かない（閉じる）場合の通知）（第33条の3関係）

第 号
年 月 日

共通投票所投票管理者（開票管理者）

殿

市区町村選挙管理委員会委員長

印

共通投票所を開かない（閉じる）ことについて（通知）

年 月 日執行の 選挙における

共通投票所について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条の2第3項の規定により開かない（ 時 分に閉じる）こととしたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の規定により通知します。

様式第三十号中「第33条の8」を「第33条の10」に改め、「投票所（」の次に「共通投票所、」を加える。
 様式第三十一号中「投票区」を「投票区（共通投票所）」と、「かぎ」を「鍵」に改め、「投票録」の次に「（共通投票所投票録）」を、「投票所」の次に「（共通投票所）」を加える。

様式第三十二号中「第33条の10」を「第33条の12」に改め、「投票区（」の次に「共通投票所、」を加える。
 様式第三十三号中「第33条の12」を「第33条の14」に改め、「投票所（」の次に「共通投票所、」を加え、「期日前投票所で」を「投票所、共通投票所又は期日前投票所で」に改める。

様式第三十四号中「第33条の12」を「第33条の14」に改め、「投票所（」の次に「共通投票所、」を加える。

様式第三十九号中「の曜日」を削り、

施設 の 名 称	繰 延 投 票 期 日	施 設 の 名 称
-------------------	----------------------------	-----------------------

を

に改め、様式第三十九号の次に次

の二様式を加える。

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

様式39号の2（繰延投票の期日の告示）（第33条関係）

告示第 号

年 月 日 執行の
選挙における次の投票区について、公職選挙
法（昭和二十五年法律第百号）第五十七条第一項の規定による繰延投票の期日を次のと
おり定める。

岡山県選挙管理委員会委員長

市区町村名	投票区名	施設の名称	繰延投票期日

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

様式第39号の3（繰延投票の通知）（第33条関係）

第 号
年 月 日

投票管理者

開票管理者 殿

選挙長

市区町村選挙管理委員会委員長



投票期日の繰延べについて

年 月 日執行の 選挙における

投票区において投票の期日を繰り延べることにしたので（投票の期日を繰り延べることにした旨県選挙管理委員会から通知があったので）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第48条第1項（第2項）の規定により通知します。

様式第四十号中「総論投開の」の次に「無田の」を加え、「投開無田の繰延べ」を「総論投開の期日」に、「投票の期日を次のとおり繰り延べた」を「繰延投票の期日を次のとおり定めた」に改める。

様式第四十号の二から様式第四十号の四までの規定中「第33条の2」を「第33条の4」に改める。

様式第四十号の五から様式第四十号の七までの規定中「第33条の3」を「第33条の5」に改める。

様式第四十号の八中「第33条の6」を「第33条の8」に、「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の二第六項」に改める。

様式第四十号の九中「第33条の7」を「第33条の9」に改める。

様式第四十号の十中「第33条の7」を「第33条の9」に、「第四十八条の二第三項」を「第四十八条の二第六項」に改める。

様式第四十号の十二中「第33条の10」を「第33条の12」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同様式を様式第四十号の十六とする。

様式第四十号の十一中「第33条の10」を「第33条の12」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同様式を様式第四十号の十五とする。

様式第四十号の十の次に次の四様式を加える。

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

様式第40号の11（期日前投票所を開かない（閉じる）場合の通知）（第33条関係の9関係）

告示第 号

年 月 日 執行の

選挙における

期日前投票所につ

いて、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第三項の規定により開か
ない（年 月 日 時 分に閉じる）こととする。

年 月 日

市区町村選挙管理委員会委員長

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

様式第40号の12（期日前投票所を開く場合の告示）（第33条の9関係）

告示第 号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第三項の規定により開かない
こととした（ 年 月 日 時 分に閉じた） 年 月 日 執行の

選挙における

期日前投票所について、

年 月 日

時 分から開くこととする。

年 月 日

市区町村選挙管理委員会委員長

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

様式第40号の13（期日前投票所を開かない（閉じる）場合の通知）（第33条の9関係）

第 号
年 月 日

期日前投票所投票管理者（開票管理者）

殿

市区町村選挙管理委員会委員長

印

期日前投票所を開かない（閉じる）ことについて（通知）

年 月 日執行の 選挙における

期日前投票所について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により開かない（ 年 月 日 時 分に閉じる）こととしたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の9の規定により通知します。

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

様式第40号の14（期日前投票所を開く場合の通知）（第33条の9関係）

第 号
年 月 日

期日前投票所投票管理者（開票管理者）

殿

市区町村選挙管理委員会委員長

印

期日前投票所を開くことについて（通知）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により開かないこと
とした（ 年 月 日 時 分に閉じた） 年 月 日執行の
選挙における 期日前投票所について、
年 月 日 時 分から開くこととしたので、公職選挙法施行令（昭和
25年政令第89号）第49条の9の規定により通知します。

様式第六十一号中「~~を~~」を「~~を~~」に、「~~を~~」を「~~を~~」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県岡山市第十六支部

三木亮治

西崎和良

岡山市中区藤原西町一―二―五―一

○

平成二九・三・九

自由民主党岡山県岡山市第二十五支部

千間勝己

小田求

〃 南区妹尾一八三六―一

○

〃 三・一〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

小郷昌一後援会

小郷昌一

小郷昌一

新見市哲多町荻尾七四二

平成二九・三・一

谷本彰良後援会

森下太郎

杉井和子

真庭市久世二三一―二―二

〃 三・七

美咲町に新風を送る会

小島洋征

小島洋征

久米郡美咲町原田二一八―二―二

〃 三・一三

みまさか・幸せづくりの会

窪田功

船曳元子

美作市河内二九一―一

〃 三・九

若林順一後援会

若林順一

若林順一

赤磐市惣分八九

〃 三・六

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成二十九年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県岡山市第二十二支部	柳井弘	主たる事務所の所在地	岡山市北区大元一―一三一―二	岡山市北区西古松二三七―一二六	平成二九・二・一
自由民主党岡山県岡山市南区第一支部	藤田文雄	代表者の氏名	藤田文雄	佐藤真治	平成二八・一一・一三
自由民主党岡山県宅建支部	山上健一	会計責任者の氏名	秋山昭憲	有森健児	〃 五・二四
日本共産党岡山地区委員会	矢引亮介	代表者の氏名	矢引亮介	垣内京美	平成二九・二・二六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
明日の笠岡を創る会	小林嘉文	主たる事務所の所在地	笠岡市四番町三一―二〇	笠岡市美の浜六一―一九	平成二八・七・一
池田一三三後援会	妹尾ふみ子	〃	新見市哲西町矢田三九三四	新見市高尾二四六八―一三	平成二九・一・一〇
伊澤誠後援会	伊澤誠	代表者の氏名	伊澤誠	山本紀平	平成二九・一・一
石田みのる元気会	平利一	〃	平利一	武田彰夫	〃 三・一〇
伊東かおり後援会	村山正則	〃	鎌田頼靖	中田友楠	〃 三・一
伊東かおりサポータークラブ	伊東香織	〃	鎌田頼靖	中田友楠	〃 〃

小河俊文後援会	小河俊文	代表者の氏名	小河俊文	山本耕祐	平成二九・三・一〇
小林よしふみ後援会	早川信義	主たる事務所の所在地	笠岡市四番町三二二〇	笠岡市美の浜六一一九	平成二八・七・一
定本一友後援会	大原真一	代表者の氏名	大原真一	黒瀬多久衛	平成二九・三・一七
〃	〃	会計責任者の氏名	定本教児	杉史生	〃
信念 想いをカタチに	千田昌寛	〃	岡浩司	小川和将	〃
末菅みつえ後援会	大谷康彦	代表者の氏名	大谷康彦	山本菊太郎	平成二八・二・一三
生活排水対策協議会	八田富夫	会計責任者の氏名	藤原昌弘	武村良夫	平成二九・二・一七
武見敬三岡山県後援会	石川紘	〃	大原利憲	神崎寛子	平成二八・七・二四
土田正雄後援会	土田正雄	〃	三好節雄	三好啓介	〃
中山忠明後援会	岡本善弘	主たる事務所の所在地	美作市林野三一七―四	美作市林野三一七―二	平成二九・二・二八
なんば孝一後援会	阪井繁	代表者の氏名	阪井繁	山岡武志	〃
西島英利岡山県後援会	石川紘	会計責任者の氏名	大原利憲	神崎寛子	平成二八・七・二四
ビジョン21	齋藤武次郎	〃	齋藤武次郎	齋藤寿美	平成二九・三・七
藤原ゆきてる後援会	原賢二	主たる事務所の所在地	玉野市田井四―三九―五	玉野市田井四―四〇―三	〃
布野浩子後援会	万代郁男	代表者の氏名	万代郁男	万代人士	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	万代京子	万代人士	〃
牧田としかず後援会	牧田俊一	政治団体の名称	牧田としかず後援会	牧田俊一後援会	〃
万殿紘行後援会	万殿涼子	代表者の氏名	万殿涼子	倉地清	〃
未来の笠岡を創る会	山本聡	主たる事務所の所在地	笠岡市四番町三二二〇	笠岡市美の浜六一一九	平成二八・七・一
やない弘後援会	柳井弘	〃	岡山市北区大元一―一三―二二	岡山市北区西古松二三七―一二六	平成二九・二・一
亮 伸 会	三木亮治	会計責任者の氏名	西崎和良	佐野清治	平成二八・二・二八
渡辺吉幸後援会	山田克惟	代表者の氏名	山田克惟	菅原忠	〃

◎岡山県選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山県岡山市南区第一支部

藤田文雄

平成二八・一二・三一

民主党岡山県第1区総支部

柚木道義

平成二九・二・二八

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

明るい未来創造の会

戸室敦雄

平成二八・四・一〇

井口勇後援会

渡辺幸男

〃 一二・二〇

磯田寿康後援会

磯田寿康

平成二九・三・一三

岡山未来政治研究会

藤田文雄

平成二八・一二・三一

小原まさお後援会

小川正之

平成二九・二・二八

おもだ照雄後援会

大原公仁

〃 三・一

金藤照明後援会

金藤照明

〃 三・一三

草地秀育後援会

草地秀育

平成二八・一二・一五

草地博之後援会

草地博之

〃 一二・三一

桑山博之後援会

黒瀬通弘

〃 〃

さとうしんじ後援会

西康宏

〃 〃

さとうのぶよし後援会

佐藤宣義

〃 〃

「しあわせ大国・つやま」を実現する会

金田長之

〃 〃

住み良い岡山を作る会

鹿島国弘

平成二九・三・一三

妹尾直言後援会
妹尾のぼる後援会
武見敬三岡山県後援会
玉野市政を考える会
難波英夫後援会
西島英利岡山県後援会
西森よりお後援会
ひなみ克己後援会
松浦けんじ後援会
山口康史後援会

山室浩一
大田登
石川紘
美馬伸久
秋庭信行
石川紘
高階重行
坂手治郎
中山悌慈
大橋作彌

平成二八・一一・一
" 一二・三一
平成二九・三・二二
平成二八・一二・三一
" "
平成二九・三・二二
" 二・二八
" 三・一五
" 一・二四
平成二八・一二・三一

◎岡山県選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小林嘉文	明日の笠岡を創る会	主たる事務所の所在地	笠岡市四番町三二二〇	笠岡市美の浜六一一九	平成二八・七・一
柳井弘	やない弘後援会	〃	岡山市北区大元一―一三一―二	岡山市北区西古松二三七―一二六	平成二九・二・一

◎岡山県選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
平成二十九年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

なくなった年月日

磯田寿康

磯田寿康後援会

平成二九・三・一三

金藤照明

金藤照明後援会

〃

佐藤真治

岡山未来政治研究会

平成二八・一一・一二

佐藤宣義

さとうのぶよし後援会

〃 一二・三一

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十九年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

平成二十九年四月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名 主たる事務所の所在地

石田しげき後援会	木村智明	石田昭平	瀬戸内市牛窓町牛窓二四三三―三
石田よしお後援会	上岡 實	伊藤征二	高梁市成羽町成羽二六八七―一
伊東ゆうき後援会	吉田裕紀	伊東直樹	倉敷市児島味野一―七―九
岡山新政策研究所	小林健伸	内藤富士子	岡山市東区檜原五一〇
岡山 皇 会	小川政則	池上常明	〃 南区福富東二―三〇―七
倉敷自由民主クラブ	矢野秀典	三村英世	倉敷市山地三四三―一
コミュニティ福祉研究所	綾 大介	綾 伸介	岡山市南区東畦五九―二六
斉藤重雄後援会	高木隆男	斉藤重雄	笠岡市山口一六一―三
人海総合政策研究所	佐藤人海	佐藤由美子	岡山市南区妹尾二二六
高谷茂男後援会	山本泰久	久米田眞志	〃 北区奉還町二―一三―四
日本の美しい山河を守る会	二宮治文	二宮治文	〃 〃 御津宇廿六八三
橋本茂のぞみ会	橋本 茂	川西岸夫	総社市秦二八一八―一
山田誠後援会	荒砂昭男	岩本吉弘	津山市宮尾四二三

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

◎岡山県公安委員会告示第六十三号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、
次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十九年四月二十八日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程		開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習 課程	平成二十九年 七月十二日	午前十時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ	
	平成二十九年 九月十一日	午前十時		
経験者(更 新)講習課 程	平成二十九年 七月四日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署	
	平成二十九年 七月十九日	午後一時	真庭市江川八二一一 真庭警察署	
	平成二十九年 七月三十日	午後一時	岡山市北区野殿東町二一一〇 岡山西警察署	
	平成二十九年 八月二日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ	
	平成二十九年 八月九日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署	
	平成二十九年 八月三十日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ	
	平成二十九年 九月六日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署	
平成二十九年 九月二十日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ		

二 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地为管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

平成29年4月28日 岡山県公報 第11884号

◎岡山県公安委員会告示第六十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十九年四月二十八日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十九年七月二十八日（金）	午前十時	岡山市北区内山下二一四一六	
平成二十九年八月二十五日（金）	午前十時	岡山県警察本部会計課分室（県庁地下）	
平成二十九年九月二十九日（金）	午前十時		

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年四月二十八日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 禁止する漁業の種類

かにすくい網漁業

二 禁止区域

瀬戸内市牛窓町から玉野市出崎までの岡山県海面

三 禁止期間

七月一日から九月三十日まで

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十九年六月十一日から平成三十二年六月十日まで（三年間）

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、繁殖保護を図るため、水産動物の採捕の禁止について、次のとおり指示する。

平成二十九年四月二十八日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 禁止する水産動物の種類

がざみ（わたりがに）。ただし、全甲幅一三センチメートル以下のものに限る。

二 禁止する漁法

全ての漁法

三 禁止区域

岡山県海面

四 禁止期間

八月一日から九月三十日まで

五 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

六 指示の有効期間

平成二十九年六月十一日から平成三十二年六月十日まで（三年間）